「ひょうご応援企業」登録募集要項

1 目的

兵庫で就職を希望する若者に地元企業の魅力を広くアピールし、若者と企業とのマッチングを図るため、「兵庫で就職を目指す若者を積極的に採用する企業」を「ひょうご応援企業」として登録し、兵庫での就職と地元企業の人材確保支援を進める。

2 応募要件

- (1) 兵庫で就職を目指す若者を積極的に採用する企業であり、労働関係法令 違反や事業主都合による解雇や退職勧奨・新規学卒者の採用内定取り消 し等を行っていない事業所であること。
- (2)経済団体や業界団体の会員企業であること。 ただし医療・介護関係の業種は対象外とする(福祉人材確保対策は別途 支援)。
- (3) 原則として、兵庫県に本社があること。 ただし、本社が県内にない場合であっても、県内の工場等において新規 学卒者等の若年従業員(正規雇用)の採用権限を有している場合は、当 該工場等単位で対象とする(県内で勤務することを前提として採用する ものに限る。)。
- (4) 暴力団関係事業主でないこと。
 - ※暴力団関係事業主とは、以下の①又は②に該当する者をいう。
 - ① 暴力団が実質的に経営を支配する事業主

事業主又は事業主の役員等(事業主が個人である場合はその者、 法人である場合は、役員又は支店若しくは営業所等の代表者、団体 である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している 者をいう。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関す る法律(平成3年法律第77条)第2条第2号に規定する暴力団をいう。) 又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であ るとき

- ② 暴力団が実質的に経営を支配する事業主に準ずる事業主
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又 は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用 するなどしている事業主

- ロ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は 便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に 協力し、若しくは関与している事業主
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている事業主
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を 有している事業主
- (5) 風俗営業等関係事業主でないこと。
 - ※風俗営業等関係事業主とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業 又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う事業主をいう。

上記(1)から(5)について、登録時に企業が申告する「確認事項チェック表」(別紙様式)により応募事業主及びその属する事業所が要件を満たしているか、確認する。

- 3 「ひょうご応援企業」に対する支援内容
- (1) 兵庫県ホームページ、ひょうご・しごと情報広場ホームページ等を通じ、 各登録企業の写真(製品等含む)、企業のアピールポイント等を紹介す る。
- (2) 兵庫県主催の就職面接会・企業説明会や大学生インターンシップ事業に 係る案内等を優先して行う。
- (3) 兵庫県と就職支援協定を締結している大学の学内企業説明会や企業見学会等への紹介等、大学と連携した人材確保支援の実施。
- (4) 人材確保等に関連する兵庫県の施策等に関する情報提供。

4 応募方法等

(1)申請先・申請方法

一般財団法人 兵庫県雇用開発協会 ひょうご・しごと情報広場(以下「広場」という。)に所定の申請様式(「応募様式」及び「確認事項チェック表」)を提出する。

(2) 確認事項チェック表

上記2の応募要件の各項目を記載した「確認事項チェック表」により、 登録申請企業が自己申告し広場において確認する。

確認後、「専用WEBページ」への入力を依頼し、入力内容の申請があった 企業を「ひょうご応援企業」として登録する。

5 登録の有効期間

本登録の有効期間については特段の定めはないが、登録後に上記2の「ひょうご応援企業」の応募要件を満たさなくなった場合には登録企業から広場 あて報告することとし、下記6の対応を行う。

6 登録後に応募要件を満たさなくなった場合

登録後に応募要件を満たさなくなった場合は、「ひょうご応援企業」登録を 解除する。

なお、労働関係法令違反、事業主都合による解雇等、新規学卒者の内定取り消しが判明した場合には、原則として下記の期間は「ひょうご応援企業」登録を解除する。

※ 登録を解除する期間

ア 労働関係法令違反(当該法令違反事案が公表された場合が該当)

当該事案が公表されたときから、労働基準監督署等による是正確認 ができるまで

(是正確認については、当該企業から監督署に提出した「是正報告書」 等の写しの提示を受けたうえ確認する)

イ 事業主都合による解雇又は退職勧奨(労働者の責めに帰すべき重大な 理由による解雇を除く)

当該解雇日又は退職日から1年間

ウ 新規学卒者の採用内定取り消し 当該採用内定を取り消した日から3年間

7 その他

- (1) 本要領は平成29年4月10日から適用する。
- (2) 本要領は平成31年1月7日から適用する。